

## 給付の対象となる活動内容

活動区分	活 動 内 容
1 単位PTA 主 催	各単位PTAの会長が招集し、または委嘱した活動を言います。 (1) 総会・役員会・学級学年PTA・専門委員会等の諸会合、並びにそれらの運営に関する業務への参加。 (2) PTAが企画し、会長の承認を得て実施した美化作業、キャンプ・各種スポーツ大会など。 (3) 単位PTAを代表して参加する各種会合（他団体・機関主催の場合）及び行事への参加 (4) (1)~(3)に参加するために要する正規の往復途上
2 学校行事 及び学校 支 援	(1) 学校行事のうち、子どもの健全育成のためPTAが積極的に参加することを決めた授業参観・運動会・学芸会・体育祭・文化祭 但し、学校行事での当事者である児童生徒及び学校職員は対象外（独立行政法人日本スポーツ振興センター） (2) PTAによる、学校内外における総合的学習等及び学校内での部活動への支援活動
3 地区P連 主 催 (市町村P連 を含む)	地区P連が招集、委嘱した活動を言います。 (1) 総会・役員会・理事会・専門委員会等の諸会合、並びにそれらの運営に関する業務への参加 (2) 各種研修会・スポーツ大会への参加 (3) 地区P連を代表して参加する各種会合 (4) (1)~(3)に参加するために要する正規の往復途上
4 県P連関連	県P連の会則並びに事業計画に基づいて行う活動を言います。 (1) 総会・役員会・理事会・専門委員会等の諸会合、並びにそれらの運営に関する業務への参加 (2) 各種研修会等への参加（日P・九P等も含む） (3) 県P連を代表して参加する各種会合（他団体・機関の主催） (4) (1)~(3)に参加するために要する正規の往復途上

※ 次のような場合は、給付が受けられません。

- ① PTA関連行事とは認められない行事のもの
- ② 地震・風水害などの天災、人災
- ③ 被災者の故意または重大な過失による事故（本人の無免許・飲酒・居眠り運転等の事故、及び自殺行為・酔っ払い・けんか・薬物使用などによる場合）
- ④ 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象となる事故

	対象者	対象となる事故	事 故 例	給 付 額
共 済 金	児 童 生 徒	PTA管理下であり、かつ独立行政法人日本スポーツ振興センター対象外の事故。(会場との正規の往復途上を含む)	(1) 骨折 (2) 捻挫 (3) アキレス腱切断 (4) 切傷・すり傷 (5) 打撲等 PTA管理下のけがと直接因果関係にない病気・熱中症・靴ずれ・野球肩・スポーツひじ等は対象外	(1) 死亡の時 400万円 (2) 後遺障害が残った時 400万円～3万円 (3) 入院した時 5,000円×入院日数 (180日限度) (4) 通院した時 3,000円×通院日数 (90日限度) (5) 固定具を装着した時 ①固定具を装着した日数 ②1日500円又は1,000円とする ※入院+通院+固定具装備・・・ 実日数合計180日限度 ※但し、固定具使用期間が入院・通院と重なる日数を除く 眼鏡の破損 (1) 損害額5千円以下の場合、給付しない。 (2) 損害額5千円を超える場合は、越える損害額の2分の1とする。ただし、その限度額を2万円とする。
	P T A 会 員 準 会 員	PTA管理下での事故(会場との正規の往復途上を含む)	バレーボール大会で顔面にボールがあたり眼鏡が破損	
賠 償 保 険		PTA活動遂行中に伴う賠償保険 ※管理者として法律上の損害賠償責任を負うことによる損害に対して補償します。	PTAの美化作業中に駐車中の車のガラスを破損してしまった。	○対人賠償 1名につき 5,000万円 1事故につき 2億円 ○対物賠償 1事故につき 500万円  ※ 対人・対物とも1事故につき5,000円が免責(自己負担)